

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人愛知県医療機関特定退職金共済会（以下「共済会」という。）と
いう。

(事務所)

第2条 共済会は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

(目 的)

第3条 共済会は、愛知県内において非官公立の病院又は診療所及びこれらの関連事業を営む事業所
に勤務する従業員に対して特定退職金制度を実施し、もって地域医療の整備拡充を確保すると
ともに、公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 共済会は、前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- (1) 主として所得税法施行令の規定による特定退職金共済団体としての事業
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(用 語)

第5条 この定款において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「退職」とは、従業員について事業主との雇用関係が終了することをいう。
- (2) 「共済契約」とは、事業主が共済会に掛金を納付することを約し、共済会がその事業主の雇
用する従業員について、この定款の定めるところにより退職一時金等の給付を行うことを約
する契約をいう。
- (3) 「共済契約者」とは、共済契約の当事者である事業主をいう。
- (4) 「被共済者」とは、共済契約により退職一時金等の給付について当該給付の対象となる者を
いう。
- (5) 「退職一時金等」とは、共済会がこの定款に基づき被共済者又はその遺族に給付する退職一
時金、遺族一時金及び解約手当金をいう。

第2章 契 約

(締 結)

第6条 第3条に規定する事業所を営む事業主でなければ、共済会と共済契約を締結することができ
ない。

2 共済契約者は、次の各号に掲げるものを除き、すべての従業員について共済契約を締結しなけ
ればならない。

- (1) 現にこの共済契約の被共済者である者
- (2) 他の特定退職金共済団体の被共済者である者
- (3) 共済契約者である個人若しくはこれと生計を一にする親族又は共済契約者である法人の役
員（法人税法第34条第5項に定める使用人兼務役員を除く。）
- (4) 期間を定めて雇用される者
- (5) 季節的業務に雇用される者
- (6) 試用期間中の者
- (7) 非常勤の者
- (8) パートタイマー
- (9) 休職中の者

(被共済者等の受益)

第7条 被共済者及びその遺族は、共済契約の利益を受ける。

(申込み)

第8条 共済契約の申込みは、被共済者となるべき者の意に反して行ってはならず、かつ被共済者の
氏名及び掛金月額を明らかにして共済会に申し込まなければならない。

(成 立)

第9条 共済契約は、共済会が申込みを承諾したときは、第1回掛金が納付された月の翌月1日にお
いて成立するものとし、かつその日から効力を生じる。

2 共済会は、共済契約が成立した後遅滞なく被共済者に「退職金共済制度被共済者証」を交付し

なければならない。

- 3 共済契約の申込みの承諾の通知は、退職金共済制度被共済者証の交付をもってこれに代えるものとする。

(解 除)

第10条 共済会は、共済契約者が掛金の納入を怠ったときは、共済契約を解除するものとする。ただし、共済会が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。

- 2 共済会は、次の各号に掲げる場合には、当該被共済者についての共済契約を解除するものとする。

- (1) 被共済者が他の特定退職金共済団体の被共済者となったとき。
- (2) 被共済者が第6条第2項第3号の規定に該当する者となったとき。
- (3) 被共済者が偽り、その他不正の行為によって退職一時金等の支給を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 被共済者に係る第17条に規定する掛金の払込みが中断したとき。

- 3 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解約することができる。

- (1) 被共済者の同意を得たとき。
- (2) 掛金の納入を継続することが著しく困難であると共済会が認めたとき。

- 4 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じるものとする。

- 5 第1項の正当な理由の認定及び第3項第2号の認定については、理事会及び評議員会の議決を経るものとする。

- 6 共済契約を解除したときは、共済契約者は遅滞なくその旨を被共済者に通知しなければならない。

第3章 給付

(退職一時金又は遺族一時金)

第11条 共済会は、被共済者が退職したときは、その者に対して退職一時金を支給する。この場合において当該退職が死亡によるものであるときは、その遺族に遺族一時金を支給する。

- 2 退職一時金又は遺族一時金の支給額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 第18条の2第1項の掛金納付の中止（以下この項において、納付の中止という。）を行ったことがない場合 平成15年4月1日以降受給資格取得日までに払い込まれた掛金の納付期間及び加入口数に応じ、別表第1、第2に定める額
- (2) 納付の中止を行ったことがあり、受給資格取得日において掛金納付を再開している場合 次に掲げる額の合計額
 - ① 受給資格取得日直前で第18条の2第2項の掛金納付の再開（以下この項において、納付の再開という。）をした日以降受給資格取得日までに払い込まれた掛金の納付期間及び加入口数に応じ、別表第1、第2に定める額
 - ② 納付の中止をするごとに、その直前の納付の再開をした日（ただし、初めての納付の中止の場合は平成15年4月1日）以降納付の中止をした日までに払い込まれた掛金の納付期間及び口数に応じ、別表第1に定める額
- (3) 納付の中止を行ったことがあり、受給資格取得日において掛金納付を中止している場合 納付の中止をするごとに、その直前の納付の再開をした日（ただし、初めての納付の中止の場合は平成15年4月1日）以降納付の中止をした日までに払い込まれた掛金の納付期間及び口数に応じ、別表第1に定める額
- (4) 平成15年4月1日前に加入していた被共済者は、平成15年3月末時点での積立金
- (5) 剰余金の分配を行った場合の分配額

- 3 前項第5号に規定する剰余金の分配額については、理事会の決議を経て理事長が決定し、決定直後の7月1日に分配するものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第12条 前条に規定する遺族の範囲及び支給順位については、労働基準法施行規則第42条ないし第45条の規定を準用し、同順位のものが2名以上ある場合には、その代表者に一括支給する。

(退職一時金の減額支給)

第13条 共済会は、被共済者がその責に帰すべき次の各号の一に該当する事由により退職し、かつ共

済契約者からの申し出があった場合には退職一時金の額を減額して支給する。

- (1) 窃取、横領、傷害その他、刑法法規に触れる行為により当該事業所に重大な損失を加え、その名誉若しくは信用を著しく損し、又は職場規律を著しく乱したとき。
 - (2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の業務に著しく違反したとき。
 - (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により、職務規律を乱し、又は雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったとき。
- 2 前項の規定による退職一時金の減額は、共済契約者の申し出た額によって行うものとする。ただし、共済会はその減額が被共済者にとって過酷であると認めるときは、これを変更することができる。
- 3 第1項の規定による退職一時金の減額の事由の認定及び前項の規定による減額すべき額の決定については、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

(解約手当金)

第14条 共済会は、共済契約を解除したときには、被共済者に解約手当金を支給する。

- 2 解約手当金の額は、第11条第2項に規定する退職一時金相当額とする。
- 3 第10条第2項第3号の規定により共済契約が解除された時は、前項の規定にかかわらず、解約手当金は支給しない。ただし、特別の事情があった場合は、この限りではない。
- 4 前項ただし書の規定により解約手当金を支給する場合、その額を減額することができる。
- 5 第3項ただし書の規定により解約手当金を支給する場合において、特別の事情の認定及び減額する金額については、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

(退職一時金等の返還)

第15条 共済会は、偽りその他不正の行為により退職一時金等の支給を受けた者がある場合は、その者から当該金額を返還させるものとする。この場合において、その給付が当該共済契約者の虚偽の証明、又は届出によるものであるときは、その者に対して支給を受けた者と連帶して当該金額を返還させるものとする。

第4章 掛 金

(掛金月額)

第16条 掛金月額は、1口1,000円とし、被共済者1人につき30口まで加入できるものとする。

- 2 共済契約者から加入口数増加の申込みがあったときは、30口を限度としてこれを承諾するものとする。
- 3 共済契約者から加入口数減少の申込みがあったときは、減少前口数を第18条の2第1項の掛金納付の中断として、減少後口数を第18条の2第2項の掛金納付の再開として取扱い、被共済者の同意を得た場合でなければこれを認めない。

(負担者)

第17条 掛金は、共済契約者が全額を負担しなければならない。

(納 付)

第18条 共済契約者は、被共済者ごとに掛金月額を定めて別に定める方法により共済会に納付しなければならない。

(納付の中止)

第18条の2 共済会は、共済契約者から掛金納付の中止の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを承諾するものとする。ただし、第1号又は第2号に該当する場合は被共済者の同意、第3号に該当する場合は当該共済契約者の共済契約にかかる被共済者全員の同意を得るものとする。

- (1) 被共済者が長期欠勤者又は休職者となったとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ① 業務上負傷し又は疾病にかかり療養のため休業した場合。
 - ② 産前産後の女性が労働基準法第65条の規定によって休業した場合。
 - ③ 使用者の責めに帰すべき事由によって休業した場合。
 - ④ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1号に規定する育児休業又は同上第2号に規定する介護休業をした場合。
- (2) 第11条第2項の退職一時金等の額が、被共済者在職中に、共済契約者が定める退職金規程に基づく退職金額を超えたとき又は超えることが明らかなるとき。

一般財団法人愛知県医療機関特定退職金共済会定款

(3) 共済契約者が現在の掛金を継続することが著しく困難であると共済会が認めたとき。

2 共済契約者は、前項の事情が解消したときは、速やかに掛金納付を再開しなければならない。

ただし、再開後の掛金の納付期間は新たに起算し、中断した掛金の納付期間には通算しない。

(不返還)

第19条 掛金として払い込まれた金額（その運用による利益を含む。）は、共済契約者に返還しない。

第5章 運 営

(譲渡等の禁止)

第20条 退職一時金等の支給を受ける権利は、譲渡し又は担保に供してはならない。

(未成年者の独立請求)

第21条 未成年者である被共済者は、独立して、当該共済契約に係る給付を請求することができる。

(不利益取扱いの禁止)

第22条 共済会は、共済契約に関し共済契約者又は被共済者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

(業務の委託と資産運用)

第23条 理事長は、別に指定する金融機関等に対し、業務の一部を委託することができる。また資産運用は所得税法施行令第73条第1項第5号ホにより行い、かつ、これらの資産を担保に供し又は貸し付けてはならない。

(権利の消滅)

第24条 退職一時金等の支給を受ける権利は5年間請求を行なわないときは時効によって消滅する。

(財政検証)

第25条 共済契約に係る給付額は、経済情勢の変更等を考慮して3年ごとに適正な財政計算の上調整する。ただし、特別な事情がある場合は、随時調整することができる。

第6章 資産及び会計

(基本財産)

第26条 共済会の目的である事業を行うために不可欠な別表に掲げる財産は、共済会の基本財産とする。

2 基本財産は、共済会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第27条 共済会の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第28条 共済会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般的閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第29条 共済会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般的閲覧に供するものとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般的閲覧に供するものとする。

3 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

一般財団法人愛知県医療機関特定退職金共済会定款

(経理区分)

第30条 共済会の退職金共済事業に関する経理は、他の経理と区分して行うものとする。

第7章 評議員

(評議員)

第31条 共済会に、評議員4名以上8名以内を置く。

(選任及び解任)

第32条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

(任期)

第33条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第34条 評議員に対して、各事業年度の総額が100万円を越えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

- 2 前項の規定の他、評議員には費用を弁償することができる。

第8章 評議員会

(構成)

第35条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(权限)

第36条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の帰属の決定
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第37条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第38条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第39条 評議員会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が評議員会の議長となる。

(決議)

第40条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第41条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第38条第1項の理事会において定めるものとし、第39条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第42条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 役 員

(役員の設置)

第43条 共済会に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上12名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち2名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第44条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第45条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、共済会を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、業務を分担執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第46条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、共済会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任 期)

第47条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。

3 役員については、再任を妨げない。

4 役員が第43条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解 任)

一般財団法人愛知県医療機関特定退職金共済会定款

第48条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第49条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定の他、役員には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第50条 共済会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 共済会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条で準用する同法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第10章 理事会

(構 成)

第51条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第52条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 共済会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第53条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が、理事会を招集する。

(議 長)

第54条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会の議長となる。

(決 議)

第55条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第56条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第57条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第32条の規定の変更についても適用する。

(解 散)

第58条 共済会は、次の事由により解散する。

- (1) 基本財産の滅失による共済会の目的である事業の成功の不能
- (2) その他法令で定められた事由

(剰余金の処分制限)

一般財団法人愛知県医療機関特定退職金共済会定款

第59条 共済会は、剩余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第60条 共済会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公 告)

第61条 共済会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 事務局その他

(事務局)

第62条 共済会に事務局を置き、職員の任免は法令で定めがある場合を除き理事長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委 任)

第63条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第27条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 共済会の最初の代表理事である理事長は柵木充明、業務執行理事である常務理事は福田巖及び細川秀一とする。

4 共済会の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

山本 樹、後藤 昭樹、立岡 亘、遠山 典志、服部 千鶴 以上5名

5 この定款は、平成26年10月1日改定する。

(退職一時金又は遺族一時金)、(掛金月額)、(納付の中止)、(経理区分)

6 この定款は、平成27年7月1日改定する。

別表 基本財産（第26条関係）

財産種別	場所・物量等
預金	300万円

一般財団法人愛知県医療機関特定退職金共済会定款

別表第1

(1口あたり)

加入年数 (年)	退職一時金(円)	加入年数 (年)	退職一時金(円)
1	11,580	31	402,240
2	23,240	32	416,830
3	34,990	33	431,530
4	46,820	34	446,340
5	58,750	35	461,260
6	70,760	36	476,290
7	82,870	37	491,440
8	95,060	38	506,690
9	107,350	39	522,070
10	119,730	40	537,550
11	132,210	41	553,160
12	144,770	42	568,880
13	157,430	43	584,710
14	170,190	44	600,670
15	183,040	45	616,750
16	195,980	46	632,940
17	209,020	47	649,260
18	222,170	48	665,700
19	235,410	49	682,270
20	248,740	50	698,960
21	262,180	51	715,770
22	275,720	52	732,710
23	289,370	53	749,770
24	303,110	54	766,970
25	316,960	55	784,290
26	330,910		
27	344,960		
28	359,120		
29	373,390		
30	387,760		

(注)

・加入期間に1年未満の端数がある場合には月割とし、月の端数は1ヶ月に切り上げる。

・A年Bヶ月の場合の支給額

A 年の支給額+(A+1 年の支給額-A 年の支給額)×B/12

(支給額に端数が生じた場合は、10 円単位に四捨五入)

別表第2

(1口あたり)

加入年数 (年)	遺族一時金(円)	加入年数 (年)	遺族一時金(円)
0	5,000	31	407,240
1	16,580	32	421,830
2	28,240	33	436,530
3	39,990	34	451,340
4	51,820	35	466,260
5	63,750	36	481,290
6	75,760	37	496,440
7	87,870	38	511,690
8	100,060	39	527,070
9	112,350	40	542,550
10	124,730	41	558,160
11	137,210	42	573,880
12	149,770	43	589,710
13	162,430	44	605,670
14	175,190	45	621,750
15	188,040	46	637,940
16	200,980	47	654,260
17	214,020	48	670,700
18	227,170	49	687,270
19	240,410	50	703,960
20	253,740	51	720,770
21	267,180	52	737,710
22	280,720	53	754,770
23	294,370	54	771,970
24	308,110	55	789,290
25	321,960		
26	335,910		
27	349,960		
28	364,120		
29	378,390		
30	392,760		

(注)

・加入期間に1年未満の端数がある場合には月割とし、月の端数は1ヶ月に切り上げる。

・A年Bヶ月の場合の支給額

A 年の支給額+(A+1 年の支給額-A 年の支給額)×B/12

(支給額に端数が生じた場合は、10 円単位に四捨五入)